

知っていますか？ あなたの大事な組合員証



お子様と一緒に…認定要件チェック！

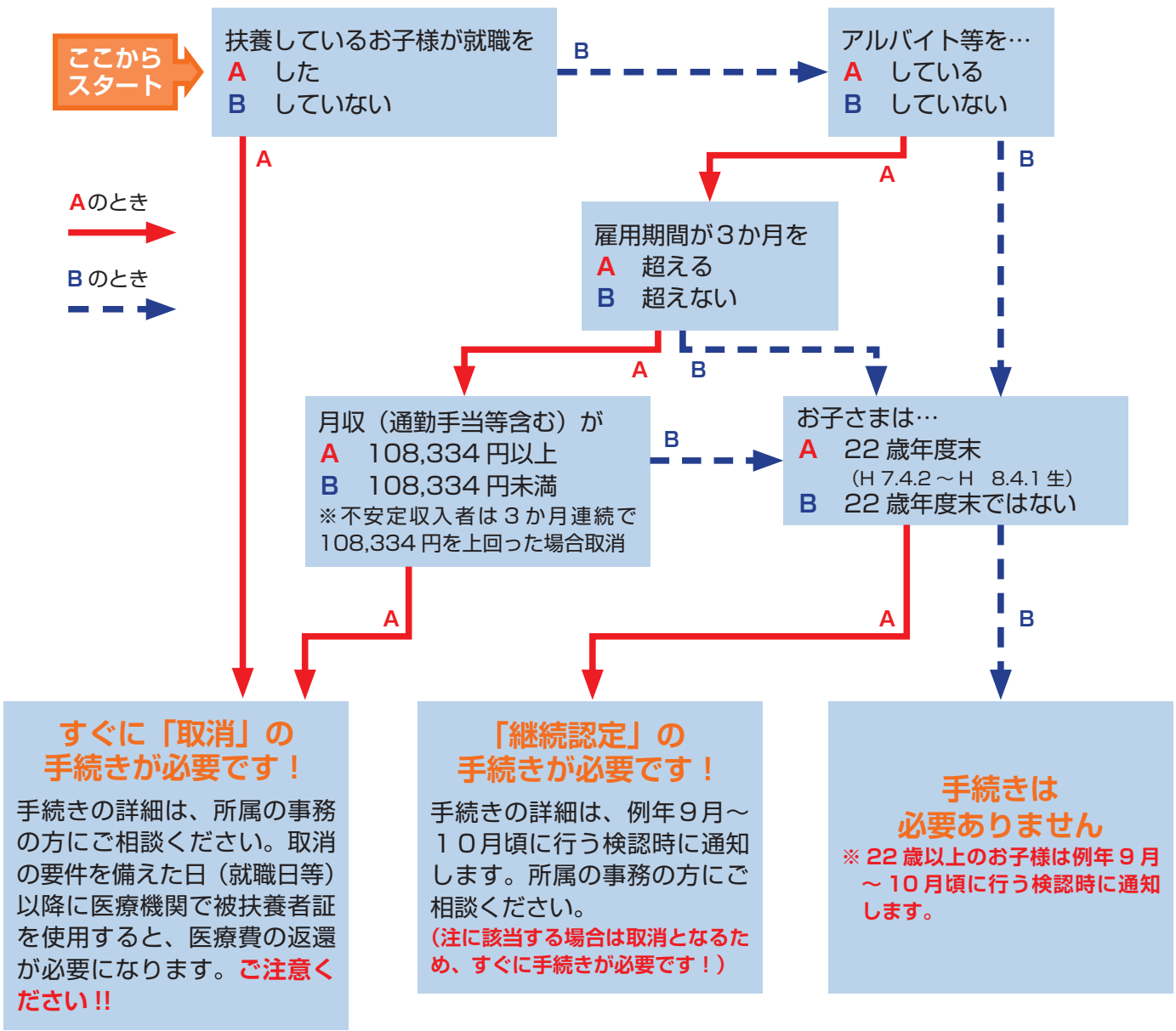
就職シーズン到来！ということで、今回はお子様を扶養している方の年度当初の手続きについてです。
下のフローチャートでお子様と一緒によく確認して、「取消」の手続きが必要になる方は手続き漏れがないようにしてください。

また、「うちの子はまだまだ学生だわ。」という方でも、**H 7.4.2～H 8.4.1 生まれのお子様を扶養している方は**、扶養手当の支給がなくなるので、継続認定の手続きが必要です。

なお、継続認定の手続きは**9～10月の検認時に行います**ので、4月中の手続きは不要となりますが、4月中に認定要件を満たしているか確認し、要件を欠くときは速やかに認定取消の手続きをお願いします。

お子様と一緒に

認定要件チェック！



(注) 扶養手当を受給していないお子様を共同扶養している場合、他の扶養義務者（配偶者など）の収入が組合員より1割以上多いときは取消となりますので、4月中に必ず確認をしてください。（双方が公立学校共済組合員の場合を除く）